

鹿労発基 0612 第 2 号
令和 8 年 6 月 12 日

関係団体の長 殿

鹿児島労働局長
(公印省略)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令等の施行について（個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る規定関係）

日頃より、労働安全衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 33 号)については、令和 7 年 5 月 14 日に公布され、今般、改正法の一部が令和 9 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理等に関する政令（令和 8 年政令第 40 号）が令和 8 年 3 月 18 日に、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 29 号）が令和 8 年 3 月 23 日に、労働安全衛生法第 42 条の規定に基づく厚生労働大臣が定める規格又は安全装置の一部を改正する件（令和 8 年厚生労働省告示第 101 号）が令和 8 年 3 月 23 日にそれぞれ公布され、いずれも令和 9 年 4 月 1 日に施行又は適用されることとなっています。

これを踏まえ、今回の改正に係る趣旨及び考え方並びに措置義務主体が講ずべき具体的実施事項等を整理した施行通達を、別添（下記 URL 及び二次元コード参照）のとおり作成しました。

つきましては、貴団体におかれましても、改正法等の内容についてご理解いただくとともに、会員の皆様等において適切な対応が図られるよう、周知にご協力くださいますようお願い申し上げます。

【掲載ページ・二次元コード】

<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001704274.pdf>



【担当】労働基準部健康安全課

鹿労発基 0612 第 4 号
令和 8 年 6 月 12 日

関係団体の長 殿

鹿児島労働局長
(公印省略)

令和 7 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）等について

労働安全衛生行政の運営につきましては、日頃より格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和 8 年 3 月 24 日付け鹿労発基 0324 第 3 号『令和 8 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について』をお送りしたところですが、今般、別添（下記 URL 及び二次元コード参照）のとおり「令和 7 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」が取りまとめられましたので、お知らせいたします。

つきましては、貴団体におかれましても、会員事業場等に対し、周知を図っていただきますとともに、各事業場において熱中症予防の取組が的確に行われますよう、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、「令和 7 年 職場における熱中症の発生状況（確定値）」については、鹿児島労働局ホームページにも掲載していますことを申し添えます。

【掲載ページ・二次元コード】

<https://jsite.mhlw.go.jp/kagoshima-roudoukyoku/content/contents/2026-0610-1.pdf>



【担当：労働基準部健康安全課】

STOP!

熱中症 クールワーク キャンペーン

職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ 熱中症対策情報はこちら

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立

事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数（WBGT）の 把握の準備

JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検

作業手順・作業計画の策定

暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業手順・作業計画を
策定

設備対策の検討

暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風または
冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討

冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討

透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施

管理者、作業者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画

e-learning



緊急時の対応の事前確認

緊急時の対応（異常時における連絡体制や
対応手順等）を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会 【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【後援】関係省庁（予定）



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間
の調整
※新規入職者や休み明け作業者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏ま
え配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎
不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮
膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の作業者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、
「バディ」を組ませる等作業者にお互いの
健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、**全身を濡らして送風すること**などにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間

7月

にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

職場における

熱中症防止のための

ガイドラインを参考に

熱中症を効果的に防止しましょう!

～職場での熱中症防止対策のポイント～



気温が急激に上昇する時期は、
熱中症の発生リスクが高くなる傾向があります。

本格的に暑くなる前から準備しましょう。

早めの対策を!

～職場での熱中症防止対策のポイント～



事業者の皆さんは、

- ① **「設備、体制の整備」**を参考に準備を行った上で、
- ② **「熱中症リスクの把握」**で熱中症によるリスクを把握・評価し、
- ③ **「熱中症リスクに応じた措置」**にある熱中症防止のための具体的な方法を、
業種・業態に応じて選択し実施することにより、職場における熱中症を防止しましょう。



体制整備、必要な設備の整備を行いましょう！

- ▶ 体調不良時の報告体制、重篤化防止措置の手順を整備し、周知しましょう。
- ▶ WBGT 指数計や、休憩所等の整備を行いましょう。

熱中症リスクを適切に把握しましょう！

- ▶ WBGT 値を把握し、着衣補正を行い、身体作業強度及び暑熱順化の状況に応じた WBGT 基準値と比較しましょう。
- ▶ WBGT 基準値よりも高い場合は熱中症予防対策を実施しましょう。

リスクに応じた対策を検討しましょう！

対策例

- ▶ 作業場所の WBGT 値の低減、風通しの良い衣服の採用。
- ▶ 作業負荷の軽減、休憩の取得。
- ▶ 定期的な水分・塩分の摂取。
- ▶ 暑熱順化、健康状態の確認。



教育研修を行いましょう！

- ▶ 管理者、職長、作業者等、立場に応じた教育研修を実施しましょう。

